

いしかわエコデザイン賞実施要綱

(目的)

第1条 いしかわエコデザイン賞（以下「本賞」という。）は、カーボンニュートラルの実現（地球温暖化防止）、里山里海保全などの自然共生、資源循環（3R）、環境保全のための情報発信やパートナーシップ（参加・国際的取組）など、持続可能な社会の実現に繋がる、石川発の優れた製品、サービス・建築及び教育・社会活動を育むことを目的とする。

なお、本賞におけるデザインには、姿・形（意匠・装飾）ばかりではなく、製品やサービスを生み出すコンセプト・姿勢（戦略・企画・設計）などを幅広く含むこととする。

(募集の対象)

第2条 募集の対象は、既に市場に提供されている、又は今後提供される予定（高等教育機関等における開発・製造の研究取組、アイデアを含む。）である製品並びにサービス・建築、又は環境保全に資する教育・社会活動とする。

(応募者の要件)

第3条 応募者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に本社、研究所、製造工場のいずれかを置く事業者
- (2) 県内に本拠を置くNPO、団体、マスメディア
- (3) 県内の高等教育機関に在籍している者又は研究グループ
- (4) 県内に活動拠点を有していない者であっても、石川県に関連する製品・サービスに関して応募する者
- (5) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
- (6) 県内の公民館や町内会、また知事がそれらに準ずると認める組織

(賞の構成)

第4条 本賞は、以下の賞で構成する。

- ① 大賞
受賞対象の中で、最も優れたエコデザインと認められるもの
- ② 金賞
受賞対象の中で、特に優れたエコデザインと認められるもの
- ③ 銀賞
受賞対象の中で、より優れたエコデザインと認められるもの
- ④ 銅賞
受賞対象の中で、優れたエコデザインと認められるもの
- ⑤ 脱炭素賞
カーボンニュートラルの実現に向け、優れていると認められるもの
- ⑥ 里山里海賞
里山里海の保全に向け、優れていると認められるもの
- ⑦ 資源循環賞
循環型社会の構築に向け、優れていると認められるもの
- ⑧ パブリシティ賞
環境保全に関するパブリシティで、優れていると認められるもの
- ⑨ 研究奨励賞
環境ビジネスの振興に関する研究で、優れていると認められるもの
- ⑩ フューチャー賞
環境ビジネスや環境教育の振興に向け、将来性に期待が持てると認められるもの

(審査方法)

第5条 審査は、県が別途設置するいしかわエコデザイン賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

2 審査にあたっては、必要に応じ、応募者に応募書類の内容等についてヒアリング等を実施する。

(表彰)

第6条 知事は、審査委員会の審査結果に基づき、受賞者を選定し、表彰を行う。

2 表彰は、表彰状を授与して行うものとし、表彰に当たっては、記念品等を添えることができる。

(受賞の表示)

第7条 受賞した製品等は、別に定める様式に定めるとおり、受賞した年（西暦）のロゴマークを表示することができる。

(普及支援)

第8条 県は、県ホームページ等を活用し、受賞した製品並びにサービスの情報提供に努める。

(選定の取消)

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により選定を受けたことが判明したとき
- (2) その他選定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

(事務局)

第10条 事務局は、石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。